

会 議 録

会議の名称	第5回小金井市子ども・子育て会議			
事務局	子ども家庭部子育て支援課			
開催日時	平成28年1月25日(月) 午後7時～9時			
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室			
出席者	委員	会 長 松田 恵示 委員 会長職務代理 新保 佳子 委員 委 員 飯嶋 智広 委員 岩野 秀夫 委員 小川 順弘 委員 小幡 美穂 委員 佐々木 徳行 委員 沢村 耕太 委員 水津 由紀 委員 高橋 みさ子 委員 鳴海 多恵子 委員 布谷 美幸 委員 馬場 利明 委員 原島 康晴 委員 森田 眞希 委員		
	事務局	子ども家庭部長 佐久間 育子 子育て支援課長 高橋 正恵 子育て支援係長 福井 英雄 子育て支援課主任 矢島 隆生 児童青少年課長 伏見 佳之 保育課長 鈴木 遵矢 保育課長補佐 藤井 知文 保育課主査 千葉 祐生		
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可			
傍聴者数	10人			
会議次第	1 開会 2 利用者負担のあり方 3 閉会			
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり			
提出資料	資料17 「のびゆくこどもプラン 小金井(小金井市子ども・子育て支援事業計画)」事業進捗状況に対する平成27年度評価について(報告)			

	資料18 利用者負担のあり方について（諮問） 資料19 平成18年3月児童福祉審議会答申 資料20 保育所運営経費の負担区分について（平成26年度実績） 資料21 2号認定及び3号認定の利用者負担額（月額） 資料22 2号認定及び3号認定の利用者負担額（月額）の近隣市比較
そ の 他	

第5回小金井市子ども・子育て会議 会議録

平成28年1月25日

開 会

○松田会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから平成27年度第5回小金井市子ども・子育て会議を開催させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。それでは、次第に従いまして、審議に入りたいと思います。

それでは、配付資料のご確認を事務局からお願いいたします。

○子育て支援係長 まず、配付資料ですが、次第、1枚になります、第5回小金井市子ども・子育て会議次第です。

続きまして、資料17、「のびゆくこどもプラン 小金井」事業進捗状況に対する平成27年度評価について（報告）になります。飛ばして申しわけないんですけども、一番下、ついているかと思うんですが、A3の資料になります。こちらが資料17の別紙になります。「のびゆくこどもプラン 小金井」の事業進捗状況評価表1とありまして、最後が24ページまでとなっております。

続きまして、資料18です。利用者負担のあり方について（諮問）というものです。A4で2枚になります。

続きまして、資料19です。適正な保護者負担と行政サービスの在り方及び業務運営の簡素効率化のための見直しについて（答申）というものです。こちら、最後11ページまでとなっております。

続きまして、資料20です。保育所運営経費の負担区分について（平成26年度実績）という1枚の資料です。資料20につきましては、委員のほうに事前に送付できなくて申しわけございませんでした。本日机上にて配付となっております。

続きまして、資料21、2号認定及び3号認定の利用者負担額（月額）という資料、A4、1枚となっております。

最後ですが、資料22になります。2号認定及び3号認定の利用者負担額（月額）の近隣市比較という資料です。A4、1枚です。

資料については以上となりますが、私から1点ほどお伝えしたいことがありまして、資料17になります。「のびゆくこどもプラン 小金井」の進捗状況につきましては、こ

れまで当会議で3回ご審議いただいたところです。前回の12月9日の会議におきまして委員の皆様から審議内容は一応終了ということで、私どものほうで最終的な案をまとめさせていただいて、12月15日付で委員の皆様には事前確認ということでお送りいたしました。12月28日までに何か修正等、ご意見があればお願いしますということをお願いしていたところですが、特にご連絡はなかったということで、最終的に資料17の形で報告の内容を固めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

○松田会長 ありがとうございます。

それでは、次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

では、次第の(2)利用者負担のあり方について審議を始めていきたいと思えます。

利用者負担のあり方につきましては、市長から当会議に諮問がなされています。本日は市長がご出席くださっていらっしゃいますので、市長から諮問内容についてお話しただきたいと思えます。

○市長 皆様、こんばんは。昨年12月18日に小金井市長に就任させていただきました西岡真一郎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中を、小金井市子ども・子育て会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。日ごろから子育て支援事業に多大なるご尽力をいただくとともに、市政全般にわたりご協力を賜っておりますことを、厚く感謝申し上げます。

私は市長として、子ども・子育て支援施策は市政上の重要課題であると認識しており、この子ども・子育て会議には大変大きな期待を抱いております。

今期の委員の皆様方には、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の点検評価、家庭的保育事業等の認可等について既にご審議いただいているところですが、今回、利用者負担の見直しに当たり、市の基本的な考え方について、子ども・子育て支援の関係者及び当事者である皆様方の幅広いご意見を頂戴いたしたく、諮問させていただくこととなりました。

諮問事項としては2つあり、1つは特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担、もう一つは学童保育所の育成料となります。

それでは、諮問書を読み上げさせていただきます。

別紙1。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に係る利用者負担について。

子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなっている。

現在、本市における幼稚園や認定こども園を利用する1号認定に係る利用者負担額は、国基準利用者負担額と同額としている一方、認定こども園や保育所等を利用する2号認定・3号認定に係る利用者負担額は、国基準の40.1%の負担割合（平成26年度決算数値）となっており、多摩26市の中で最も低い割合となっている。この国基準利用者負担額と市利用者負担額の差額や、国基準を上回る保育内容の提供に係る費用については、市で多額の一般財源を投入しており、さらに子ども・子育て支援新制度における保育の量の拡充と質の確保を推進するために、今後、市の財政に与える影響は一層増大することとなる。

また、2号認定・3号認定に係る市利用者負担額と、認可外保育施設を利用する際の利用料や1号認定に係る利用者負担額との格差についても看過できない状況にある。

こうした状況を踏まえ、子ども・子育て支援新制度の下での保育の量の拡充と質の確保、各種子育て支援施策の実施などを考慮した利用者負担のあり方について、検討が必要となっている。

については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担のあり方については、下記のとおりとする。

記。

- 1 1号認定に係る市利用者負担額は、従前どおり国基準利用者負担額と同額とする。
- 2 2・3号認定に係る市利用者負担額は、国基準利用者負担額のおおむね50%を目安とする。
- 3 2・3号認定に係る市利用者負担額の見直しに当たっては、低所得者へ配慮する一方、高所得者へ相応の負担を求める（応能負担の原則を徹底する）。
- 4 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担額と認可外保育施設を利用する際の利用料の格差について、早急に是正を目指す。

別紙2。

学童保育所の育成料について。

学童保育所については、在籍児童の増加に対応しつつ、入所希望児童の全入所を維持するとともに、適正な規模での学童保育を推進していくために、その管理運営費用を確

保する必要がある。

学童保育所の育成料については、利用者に相応な負担をいただくという観点から、国が示している基準（総事業費の概ね2分の1）を保護者が負担すべき金額として目標とすべきであるところ、現行の料金設定においては国の基準と同等の水準となっていることから、当面の間は現状の水準を維持するものとする。

諮問内容は以上となります。これからご審議いただく委員の皆様には大変なご負担をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力を賜りますことをお願いいたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○松田会長 市長、どうもありがとうございました。

市長は以上でご退席されるということですので、ほんとうにどうもありがとうございました。

○市長 よろしくお願ひ申し上げます。

○松田会長 ただいま市長から諮問を受けましたけれども、今回の諮問内容を見ますと、利用者負担のあり方について市の基本的な考え方が示されておりまして、それに対し当会議としての考えを答申書として市長に提出するということとなります。答申書の内容としましては、市の基本的な考え方を承認できるかどうか为中心となり、承認するとした場合でもいろいろと意見をつけ加えることは可能かと考えています。

この件のスケジュールですけれども、本日を含めまして合計5回から6回程度の会議で集中的に審議を行いまして、時期的には今年の初夏をめどに答申書をまとめられればと考えております。大まかな審議スケジュールといたしましては、本日を含めた三、四回で諮問内容について審議を行い、その後の一、二回で答申書をまとめていくという形で進めていければなと思っています。

それでは、本日の審議といたしまして、先ほど資料18がございましたが、別紙1の中段後に「記」とございまして、内容が書かれてございますけれども、この「記」に至るまでの部分で、諮問理由に関する内容を中心に、まずは審議を始めていきたいと思ひます。

それでは、この件に関しましては配付資料がございまして、まず、事務局からご説明いただければと思ひます。それでは、よろしくお願ひします。

○保育課長 それでは、資料説明に入らせていただきます。

まず、資料19です。こちらにつきましては、平成18年3月の児童福祉審議会答申を一

部抜粋したものです。平成15年9月に市長から適正な保護者負担と行政サービスの在り方及び業務運営の簡素効率化のための見直しについて諮問を行い、平成18年3月に当時の児童福祉審議会会長から答申をいただいたものです。

詳細につきましてはごらんいただきたいと思うのですが、その諮問に際しましては平成15年9月に4つの項目が諮問されております。資料19の、2枚ほどめくっていただいて1ページをごらんいただきたいと思います。

4つの項目につきましては、保育料の改定、保育業務の見直し、学童保育業務の見直し、それからピノキオ幼児園業務の見直しについて、以上4つの項目が諮問をされたとおりです。今回の子ども・子育て会議において市長から諮問させていただきました内容につきましては、①の保育料の改定に関連するものとなっております。

資料につきましては、ずっとめくっていただいて、11ページに保育料の改定に係る審議会の見解が示されています。結論といたしましては、改定についての一致した見解を打ち出すことはできませんでしたが、今後もし改定する場合には、各種施策の充実および新規事業のための財源の確保及び配分について具体的な計画を立てる中で、子どもを産み育てる夢が持てる保育料の改定が行われることを望むとするものと、改定の見送りを選択する場合にも、財源確保・配分には十分な配慮を行い、小金井市独自の手厚い子育て支援を広くアピールして、未来への市民活力を確保することを望むというような、両論併記的な答申をいただいているところです。

詳細につきましては資料をごらんいただきたいと思いますが、資料19は以上です。

それから、資料20です。保育所運営経費の負担区分について（平成26年度実績）です。本資料につきましては、保育所運営費の総額に対し、国、都、市のそれぞれの負担の内訳について表記したものです。A、事業費の額は、B、国基準総支弁額と、I、国庫補助金、J、都補助金、K、市負担金、L、その他を合計したものとなっております。Bの国基準総支弁額から国基準徴収額を除いた額の2分の1が国の法定負担額、同様にその4分の1ずつが都と市の法定負担額となっております。現在、国基準徴収額の40.1%が本市の保護者負担、調定した利用料となっております。

表の下にグラフでそれぞれの割合をお示ししておりますので、ごらんください。

次に、資料21です。2号認定及び3号認定の利用者負担額（月額）の表です。本資料は、現在の利用者負担額の階層区分に、国基準の階層ごとの額を当てはめたもので、区分ごとの出現率につきましては平成27年10月時点の数字を記載したものです。国の基準

の生活保護世帯の階層から8階層、市は生活保護世帯から24階層の設定となり、よりきめ細かな階層設定を設けているところです。

なお、この表の利用料につきましては、保育標準時間認定の利用料を記載しており、保育短時間認定の利用料につきましては、標準時間認定に係る保育料のマイナス1.7%で設定しております。

詳細につきましては、資料をごらんください。

次、資料22です。2号認定及び3号認定の利用者負担額（月額）の近隣市比較の表です。本市の階層区分に、国基準額と近隣市の階層区分の額を当てはめて表としたものです。資料の下段にありますように、近隣市のうち、国分寺市につきましては、B階層が本市と他市の区分である市町村民税所得割額ではなく所得税額としているため、近隣市の中から国分寺市については削除して記載をしていない状況となっております。

詳細については資料をごらんいただきたいと思います。

資料説明については以上です。

○松田会長 ありがとうございます。

それでは、もう一度確認しますが、諮問を受けまして、資料18の別紙1の、基本的には利用者負担のあり方について検討が必要となっているということ、その背景について、本日はさまざまにご質問とかご意見等もございますと思いますし、ここをどういうふうにご議論として受けとめていくのかということ、委員の皆様のご質問、ご意見を中心に進めていきたいということがございます。

資料で、今、その背景となるような基本的な数字の動きや枠組みということをご説明いただきましたが、まず、とりあえず確かめておきたいこととか、ご質問等から、ぜひ忌憚なくいろいろいただければと思います。

いかがでしょうか。

○岩野委員 別紙1の下記の中の諮問内容の項目の2番と3番のすみ分け的なところを確認させていただければと考えております。

2番の中で、国基準利用者負担額の概ね50%を目安とするというふうになっております。現在の国基準が40.1%ということで、数字だけ見ますと10%の負担率が上がるというふうに読めるんですけども、続いて3番につきましては応能負担で、そこを徹底するというふうな表記がございます。住民税を基準にして割り出すことになると思うんですけども、そう考えますと、単純に一律で10%上がるのではなくて、人によっては

10%以上上がるということも考えられるのかなということを確認したく、応能負担の原則にのっとると10%ではなく、より多くの負担が生じてしまう利用者が出てきてしまうという理解でよろしいでしょうか。

以上です。

○保育課長 現在の国基準に対する利用者の負担割合は40.1%で、岩野委員のおっしゃられるように、40.1%だけ見ると、約10%というふうに見えるところがございますが、資料21をごらんいただきたいんですけども、国基準に対する負担割合というのが表中に表示がされております。各階層ごとに、例えばD9階層であれば、3歳未満につきましては36.9%の負担割合になるわけです。D9階層、3歳未満で2万2,500円の利用料になるところ、国の基準をそのまま100%とすると6万1,000円になるわけです。そういうことで、大体36.9%の負担割合ですが、これが右の3歳以上になると22.2%の負担割合になってくるとい、いろいろと階層によって負担の区分が違って、トータルで見たときに50%になるような形で現時点では考えているところがございます。なので、階層によっては、単純に10%上げるとかではなく、もう少し上げ幅があるかもしれませんし、また、それより低い割合になるかもしれません。そこら辺につきましては、さまざまご意見をいただければと思います。

○松田会長 ほかはいかがでしょうか。

○沢村委員 何点かあるんですが、まず別紙1の、国基準を上回る保育内容というのが真ん中あたりに出ているんですけども、これの具体的な内容を教えていただきたいということと、あと、今、保育課長からお話があった、トータルの、現状40.1%というのが、この資料21からどうやって出てくるのかということ。あと、同じく資料21で、3歳未満と3歳以上でかなり負担割合が、パーセントでいうと違ってきているんですけども、これは国の3歳以上児と3歳未満児の基準額があまり変わらないことが原因だと思うんですが、結果として、3歳以上で10%以上の負担が、3歳以上で値上げ幅が大きくなり、3歳まであまり増やさないみたいな、そんな形になる可能性もあるのか。その3点、お願いいたします。

○松田会長 お願いいたします。

○保育課長 まず、国基準を上回る保育内容についてです。基本的に、認可保育所の設置の基準というところ、職員の配置等、そういう部分につきましては、認可基準ぴったりだと、やはり保育所の運営が困難というか、例えば職員が1人も休めないということ

になることから、配置基準以上の職員を確保して配置している状況でございます。そういったところもありますので費用がかかっているということでございます。

それから、3歳以上、3歳未満の保育料、資料21の関連ですが、沢村委員ご指摘のように、国の基準額が3歳以上、未満でそれほど大きく違っておりません。市の基準でいきますと、それよりも大きな幅でという、半額に近い階層もあるというふうに見ております。そういったところが大きく影響しておりますので、例えば3歳以上の区分設定の見直しについては、沢村委員ご指摘のように、そちらのほうは厚くするというのも、逆に考え方としてはあるかと思えます。

それで、資料20で40.1%というのは、それぞれの区分ごとに調定した額を積み上げた数字の決算数字ということですので、調定した保育料の決算額と、あと国基準で100%とったときの差額ということで数字として載せているということでございます。

○松田会長 ありがとうございます。

○沢村委員 最後の決算額というのは、実際に徴収した保育料の合計という。

○保育課長 そうです。

○沢村委員 それで、国の基準と同じように徴収した場合を分母にして、実際の額を分子にして出した。人数が関係しているということですね。わかりました。

○松田会長 ほかにかがででしょうか。お願いします。

○馬場委員 諮問書別紙で、多摩26市の中で最も低い割合となっているところなんですけれども、この資料というのはどこかで読み取れるものがあるんでしょうか。例えば小金井市は下から何番目ぐらいで、大体どのくらいからどのくらいのパーセンテージのうちの下のほうなのかどうかを教えてください。

○保育課長 他市の状況につきましては本日資料提出してございませんが、次回出させていただきますと思います。今回、40.1%、26年度決算の数値でいきますと小金井市が最も低い割合となっております。高いところで、すみません、正確な数字じゃないんですけども、五十七、八%の自治体が都内26市の中で五十数%というのが普通にある負担割合だというふうに見ております。

○馬場委員 次回資料を出していただければと。

○松田会長 今、馬場委員から資料のお話が出ましたけれども、背景としてこういう資料もあればというようなことも含めまして、この背景を我々はこの会議として理解した上で、どう会議として意見を積み上げていくのかということになりますので、情報として必要なも

のは少しご意見もいただけたらと思います。

○原島委員 今、保育料の話だけですか。学童保育の育成料の話もして構わないですか。

○松田会長 一応、今日、議題としてなっているのは、別紙1の「記」の前までというところなので、基本的な考え方にかかわってという範囲に枠をつくっていただきながら、関連して議論を。

○原島委員 資料要求だけしておいていいですか。学童保育所の育成料については据え置きというようなお話でしたけれども、2013年か2012年からちょっとろ覚えですけれども、所得税の改正によって年少扶養控除がなくなって、保育料はそこで従前の方式に戻して育成料の設定というようなことをやったと思うんです。じゃないと、同じ所得しかないのに階層がはね上がってしまうというようなことがあったんです。

学童保育に関してはそれを実施しなかったという経緯がございます。ただ、運営協議会のほうでは引き続き、特に低所得者層の人たちの育成料が、負担が増えていっていないかどうか継続して見守るということになっていたはずです。多分、最近話していないと思うんですけれども、導入前と導入後で育成区分がどのように推移しているかわかるような表がございましたら、学童保育の話をするときにご用意ください。

以上です。

○児童青少年課長 今度、学童保育の議題になるまでにご用意させていただきたいと思います。

○松田会長 その他、いかがでしょうか。

○沢村委員 同じく資料をお願いしたい点として、別紙1の真ん中ちよい下あたり、認可外保育施設を利用する際の利用料や1号認定に係る利用者負担額との格差についても看過できない状況にあるという点、その比較対象である認可外保育施設の利用料についても、市内でどのくらいの額を保護者が負担しているかがわかる資料があるとよいと思います。よろしくお願いします。

○保育課長 認可外保育施設の利用料の資料を次回提出させていただきたいと思います。

○松田会長 ほかはいかがでしょうか。

○森田委員 ごめんなさい。私、こういう数字とか全然読み取れなくて、ぱっと見るとすごくきれいにまとめられ、だから、結果、小金井市は負担も少ないよということでもあるんですよ、他市に比べれば。でも、何か現場はほんとうに生々しくて、うちの場合は認可と認可外、両方やっているんですけれども、認可に、3番目の子が生まれて、去年つわりがひどかったから、ちょっと収入の面でこのランクの中に入れたい。だから何とか認可

外に入れて上の子たちが保育園をやめないように、産後2カ月ぐらいで働かざるを得ない。認可外だと、うち、ゼロ歳は5万5,000円ですが、上の子たちの保育料とかも合わせると10万近くですよ。やりきれなくなってきました。一生懸命そういうふうに通っていて、何とか補助を、どういう補助があるか課の方にも相談しようというふうに通っても、その数字、去年の収入の額とか勤務の時間数とかが足りなかったら、それは数字でぴしっと切られてしまいますから、そこに感情論、じゃ、仕方ないねなんていうのが入るわけなくて、それでも何とか、今、一生懸命ぎりぎりのところで頑張っている人たちを救済するような補助とかそういうのがあるといいなというふうに通ったご家庭の親御さんたち、すごく今多くなっているので、やりきれなくなってしまうときがあります。感情的な意見ですみません。

○松田会長　　ただ、ほんとうにそういう現実の質感とかご意見というのは、もちろんこういうことを考えるのにおいてもやっぱり背景になることだと思いますし、もちろんそういうことを反映させた仕組みというのがつくれるかどうかというのはまた別の問題だと思うんですけども、ただ、そういうものをやっぱり引き受けつつ、最終的にこれが現在の時点ですべてではないかというようなことをやっぱり考えていく必要があると思いますので、ぜひそこ、ご意見。

○森田委員　　先生、ありがとうございます。

○松田会長　　とんでもない。

○森田委員　　多分、私立とか認可外の先生方や園長先生方は、すごくその辺を救っていらっしゃると思うんですよ、各園。でも、やっぱり市や公的な機関で、保育園といえばイコール公立になってしまっていて、その辺のすき間にすんと落ちてしまう各家庭のこととか、この数字の中にあらわれない家庭の事情というのが何と多いことかということが、日々やっているの実感です。

以上です。

○松田会長　　どんどんいろんなご意見をいただけたらと思います。

○沢村委員　　今の森田委員のご発言と関係するんですけども、単に子ども1人の保育料に差があるだけではなくて、第2子、第3子の手厚さというんですか、そこが認可外と認可で大きく違うので、例えば、2人目、3人目生まれたけれども、年の初めに生まれたりすると認可には入れないので、その間、認証保育所なり認可外に入らざるを得なくなって、高額な保育料負担に悩んで仕事をやめちゃう方もいらっしゃると思うので、そのあた

り、第2子、第3子の手当というんですか、そこの認可と認可外の違いがわかるような資料があればいただきたいと思います。

○保育課長　　まず、認可の場合、第2子が半額になる、第3子が無料になるという形で条例がつくられているんです。認可外の施設につきましては、例えば認証というのは東京都が定める基準の範囲内で自由に利用料の設定ができるという形になっているところです。市のほうで民間の認可外の施設の保育料はなかなか口を出せないところがございますが、その格差について、特に沢村委員おっしゃられる、第2子、第3子の場合の格差について認識をしているところであります。

　　ちょっとどういった形で資料が出せるか、もしかしたらご相談させていただくかもしれませんが、認可と認可外の、そこら辺の、第2子、第3子の場合のことについて、資料の提出を次回させていただきたいと思います。

○沢村委員　　認可外の場合、今のご説明のとおり、きちんとしたルールで決まっているわけではないので、モデルケースというか、例を示していただくだけでも結構ですので、よろしくをお願いします。

○松田会長　　ほかはいかがでしょうか。

○馬場委員　　私も今年からなので全然イメージがつかめないんですけれども、まず、1号認定というのは幼稚園ということによろしいですか。ということは、幼稚園については負担料は変わらない。2号、3号については国基準額の50%ということで、単純に、今、資料20から計算すると、6,560万ぐらいの負担が上がれば、おおむね50%になるという認識でよろしいですか。

　　次なんですけれども、この6,560万5,000円を、これは何人分で割ると、大体1人頭に直すと、利用者数なんでしょうけれども、平均だと幾らぐらいになりますでしょうか。分母の数字を教えてくださいませんか。

○保育課長　　数字、ぱっと出てこないのですとさせていただきますんですけれども、50%のとき、約10%分ということですから、全体の10%分と見ていただいて間違いないのかなというふうに思います。

○馬場委員　　資料のほうでも、要するに、2号認定の数が936と、3号認定が240と、3号認定の847という数字が進捗表のほうからはあるんですけれども、この2号、3号の人数というのはどの数字のことを言っているんでしょうか。

○松田会長　　馬場委員からご指摘のあったのは、進捗状況のこちらにある。

- 馬場委員 ちょうど数字がある。要するに、1号が幼稚園でよろしいんですね。
- 保育課長 1号につきましては、3歳以上の教育を必要とされる方ですね。
- 馬場委員 2号認定の、2の936というのは、これは3歳以上で保育園ですね。
- 保育課長 2号認定は、3歳以上の保育です。
- 馬場委員 3号認定の、進捗表でいうと、3のところの240という数字は、保育園の3歳未満の数なんです。これは認可とか認可外は問わず入っちゃっているということですか。
- 保育課長 まず、240というのは、別紙1の、3号認定、3歳未満、保育所利用ご希望の方で、3号認定の①のところで、こちらについてはゼロ歳児が240人。
- 馬場委員 公立園のゼロ歳児ではなくて、全部のゼロ歳児。認可、認証問わず。
- 保育課長 認定を受けているところです。
- 馬場委員 全部入っているというわけですね。
- 保育課長 そうです。
- 馬場委員 そうしたら、この保育料の上げる2号認定というのは、これは公立園の部分の負担ではなくて、認証保育所も含めたところですか。違いますね。
- 保育課長 保育料の額につきましては、認可保育園が全て市が条例で定めた保育料を徴収する形になっていますので、その中には公立も民間の保育園も両方入っています。認可外は先ほども沢村委員に答弁させていただきましたとおり、独自の料金を設定としているということになります。
- 馬場委員 そうすると、公立、それから私立含めて、認可園の今の人数を教えてくださいませんか。
- 保育課長 まず、認可の、公立、私立合わせまして27年4月1日現在で、定員が1,656人。ちなみに2号認定、3、4、5歳が985人です。すみません、ぱっとできなきゃいけないんですけども、3号認定の数になります。671人が3号認定の定員数となります。
- 高橋委員 保育料といいますと、やはり認可園の保育料なので、意見とはまだ言えないんですけども、現在、認可園では、個人情報の関係で、園児に関する保育料の資料は一切来ないんです。生活保護の家庭であっても、負債が大きな階層であっても、その階層は保育園ではわからないんです。ですから、保護者の方たちが保育料についてどういう感想を持っているかというのは、正直言ってつかめていません。ただ、小金井市の保育料が他市に比べて安いというイメージだったり、もしくは保護者の中からは、高額所得のある方は、それこそたくさん働いて、税金をたくさん納めていて、保育時間も長く、延長保育料を使い、ベビーシッターを使い、そういうことで非常に経費がかかるという話も聞

いているので、40%であるので、それを一概に低いから上げるというのは、感覚的にちょっと理解できない部分もあるんですけども、この平成18年の意見で、委員の方たちもやはり迷ったというか、半々に。個人個人の中にもそういう思いがあったというところもあるので、そういうところを外側から見てどういうイメージがあるのかというのを知りたいという気持ちがあります。

保育園の中で意外とわからない、森田先生のところは認可外もやっていらっしゃるの
で具体的にわかるのかもしれませんが、100人の子どもがいても全然そういう情報
は持っていないものですから、それについて理解しにくいところがあります。です
から、これからいただく資料で考えていくしかないかなと思っています。

○水津委員　すみません。税収ですよ。住民税の金額というのが、実際にどのくらいの収入の方
なのか全然イメージがとれないので、5万円とかいう負担額になったときに、そう
いうの、どのくらいの部分を占めるのかとか、そういうことが私の中で住民税基準だけ
だと読み取れなくて、大変申しわけないんですけども、具体的な割合が見えない、こ
ちか。

○馬場委員　一番右に階層別の出現率という。

○水津委員　これを見ればわかるの。これでどういうふうに計算するの。というのは、要は。

○松田会長　2列目に推定年収というのがありますね。小金井市階層区分というのがありまして、
その隣が推定年収、資料22です。これも一つの目安に。

少し戻りまして、高橋委員からのご意見というのは、委員の皆様の中からも、ぜひそ
ういう申し送りやご感想があれば、あわせてちょっと聞かせていただけたらなと思うと
ころでもございますので、あわせてお願いします。

○布谷委員　別紙1の、多摩26市の中で最も低い割合と小金井市がなっているんですけども、資
料22のそれぞれの住民税における保育料の違いですけども、これは、これから来年、
再来年とか、子どもの人数によっても変更したりですとか、例えば「のびゆくこどもブ
ラン」の中で、子どもの割合が41ページに出ているんですけども、これに比例して今
後変更していく予定とか、やはり多摩26市の中で下のほうにあるというのは、何か改善
をしないといけないとは思うんですけども、何か方法とか施策とかは今の段階で考え
ていらっしゃることはありますか。

○松田会長　負担割合が最も低いということは、それを改善するという意味ですか、今の。

○布谷委員　そうですね。負担割合の改善。

- 松田会長 負担割合を。
- 布谷委員 年によって、子どもの割合とか、所得は、やっぱり個々の負担が大きくなるので、何か今後変えていくとか、そういうのは考えているのかなと思ったんですけども。
- 松田会長 負担割合が低いということは、要するにお金がかかっていないということなんですけれども、それを個々の状況に応じてさらにもっと負担割合を低くするということ。
- 布谷委員 割合を低くするというか、資料22の、この一本でずっと進めていくのか、それとも来年はこれでいきますよとか、住民税に応じて、その年で負担額を改善するとか、そういう方法とか、今後何か変更とか改善とかはあるのかなと思ったんです。
- 松田会長 よろしいですか。年度ごとにもう少し、短期的に何かの資料なり、何かを使いながら見直していくというような、そんな仕組みはあるのかというようなこと。
- 保育課長 ご質問に対するきちんとした答弁になるかどうか、ちょっと自信がないんですけども、保育料、利用料につきましては条例で設置しているところです。
- 今回諮問をさせていただいて、答申をいただいた内容を参考にしながら、我々、条例を議会に出して、条例改正によって、保育料の見直しをしていきたいというふうに考えております。
- ほかの市の状況を見ましても、すごく短いスパンで見直しをしているというのをあまり聞いたことがなくて、一回決めた場合には一定期間、数年間はその基準でやっていくというのがほとんどだと思います。それぞれ利用料をお支払いいただく保護者の皆様、例えば所得の変動等につきましては、当然それぞれの該当する年度に、税額によって保育料が上がったり下がったりということもありますので、一定公平な形で負担いただけるというふうには思っているところです。
- 以上です。
- 布谷委員 ありがとうございます。
- 松田会長 ほかはいかがでしょうか。
- 馬場委員 さっきの話の続きで、10%上乘せすると6,560万ぐらいで、今、認可園の定数が1,656人ということは、1人頭大体4万円ぐらい上がるというイメージでよろしいでしょうか。そうすると、低額者の方は当然そんなに上げられないので、高額所得のある方について大体5,000円ぐらい月で上がっていくという、そういうイメージなのかなと思っているんですけども、全体像がわからないと、細かい数字が出始めちゃうと、そっちにちょっととられちゃうような感じもするので、まず全体像をちょっと教えていただく。

そのぐらいで、馬場の言っているのはおおむね合っているかなとか、そういうふうな意見でも構わないので、言っていただければ、そうじゃないと全然イメージがつかめない。ちょっと教えてください。

○松田会長　私のほうが先んじてちょっとお話ししますと、多分、市役所としては、例えば全体像として大体5,000円ぐらいのイメージですと言っちゃうと、そういうことなんだなという。この資料22を見ていただきましても、所得の、市民税においてかなり違いがあります。馬場委員もおっしゃったとおり、階層によって増減率が違うということで、一概に5,000円ぐらいですねということに関しては、ちょっとお答えはされにくいのかなと。ただ、馬場委員が計算されている枠組みというのは、それは間違っていないというふうに考えています。こういう理解でよろしいですね。

○馬場委員　とりあえず、私は、それもどうなるかわかりませんが、あまりにも上げ方が激しいという話であれば、極端な話、おおむね50%について、例えば5年以内に上げていくとかという意見書を出すことも可能であるといえれば可能なわけです。

○沢村委員　具体的な数字だとあれなので、資料22の分けというんですか、資料22を拝見しますと、小金井市の場合、低所得者から高所得者まで結構細かく分かれているような印象なんですけれども、今回の諮問の決定、私たちがお答えを出すに当たって、分けの仕方、縦であれば収入の分けの仕方、横だと年齢の分けですね。武蔵野市はゼロ、1・2、3歳、4歳と4つに分かれていて、小金井市は国と同じ2つなわけなんですけれども、そういう分けの仕方も含めて議論して、何か意見を出すような、そういうスコープもありませんか。この会議のあり方の。

○保育課長　階層区分であつたりとか年齢ごとのというご質問でございますが、基本的に市としましては、現在の階層区分の階層数を維持していきたいというふうに考えてございます。

それから、年齢につきましても、武蔵野市はゼロ歳と、1・2歳、3歳と4歳以上となっておりますが、多くの市が3歳以上、3歳未満という形の、認定区分ごとの利用料となっておりますので、そういった形でいきたいというふうに考えてございます。

○沢村委員　年齢の区分についてですけれども、先ほど、国の場合、3歳以上と3歳未満であまり変わらないというお話だったんですが、実際、設置の基準だと、ゼロ歳、1歳、2歳、3歳以上で、園児1人当たりに必要な職員の数は全然違うわけなんですけれども、なのに、国の基準が3歳以上、3歳未満であまり変わらないというのは、どういう背景なんですか。単純に、言い方悪いですが、コストのかかり方と言うと、ゼロ歳のほう

が圧倒的に1人当たりのコストがかかっているわけで、3歳以上になると、職員1人当たり、10人以上の園児を見れるので、そのあたり何か、単純に興味があるので質問させていただいたんですけども、もっと差がついてもいいような気がするんです。

○保育課長　　この場で明確にお答えしにくいんですけども、国の子ども・子育て会議の利用者負担のあり方について議論をしている、インターネットで公開されていますので、その議論の中で、そこら辺の議論が出てきたかというのは、ちょっと確認してみたいと思います。

○水津委員　　今の私の雑感でいくと、国の基準が乳幼児にそんなに甘くないというか、その分の市の実質負担が住民に回っているんじゃないかなと思ったりも、財政の組み立てとしては思ったりもしていたんです、昔からずっと。それは置いておいて、質問としては、武蔵野市とかすごく保育料が高く見えるんですけども、例えば2人目割引とか、3人と、やっぱりそういうようなものの、小金井と同じこと、そういう仕組みになっているんでしょうか、他市は。

○保育課長　　国のほうに、このルール、各市に示された考え方の一つとして、2子目は2分の1、3子目は無料という形で示されておりますので、各市同様の対応となっていると思います。

○岩野委員　　2点ほどお願いします。

1点目なんですけれども、住民税ベースで考えると、例えば転職とか、勤務形態が変わるとかで、前年よりも収入が下がってしまったにもかかわらず、住民税ベースで負担額が割り出されると、実態としてその負担がかなりつらくなる場合があり得るかなと思うんですが、その場合の措置というのは予定として検討されるのかということがまず1点。

それから、もう一点なんですけれども、私個人の考えではあるんですが、上げるなら上げるで、その内容というか、納得できる理由があれば上がることに私はずなずけるんですよ。例えばほんとうに保育士さんの不足の問題というのはどの施設でも言えるかと思うんです。その保育士さんを拡充します。だから上げさせてくださいとか、そういう後ろ盾がある上で負担増の話をセットでいただくと、もう少し納得できる話もできるかなと思うんですけども、今この諮問の内容だけだと、単に上げるというだけでできているので、もう少し後ろ盾的なところの話があればいただきたいというのが率直な印象です。

以上です。

○松田会長 今に関連して、お願いします。

○鳴海委員 私もちょうど同じことを感じていたので。

住みやすい、住みよいまちづくりという視点で言うと、小金井市が多摩の他市に比べて最も保育料が安いというのは、子育てしやすいまちというところで大変魅力があるポイントだったんだと思うんですね。それを単に、他市が安いとか、財源も多額に投入しているからという理由でいくと逆行する発想になるわけですよね。ですから、ぜひ、今、岩野さんがおっしゃったように、保育の量の拡充と、質の確保を推進するということを具体的に示していただければ、今5,000円の値上げですかという、大まかに算出されたとしても、そんなに高い額でもないし、納得できるような、その辺の具体性を示していただけたらと、私もそう思いました。

○松田会長 よろしいですか。

○小川委員 答申が出されたのが平成18年、今が28年になっているわけなので、およそ10年前、それから国の基準40.1%というのはずっとなってきたいて、この答申が出されたときも50%はどうなんだろうかという話が出ていたと思うんですね。10年前の本市の税収と27年の税収の増加率と、それから、市のこれにかかわる予算計上の額を見ると、市の収入額よりも、こちらに投入している額のほうが多いはずなんです。その負担がもうずっときているんじゃないのかなというふうに思っています。

このままの額ですとすれば、例えば私たちが相応の負担をやっぱりしていかなきゃいけないだろうなというふうに思います。具体的には、もし可能ならば、例えば1号認定を全額負担ではないというふうに変えるとか、その分を2号、3号に回すというようなこととか、それから、パーセントだけで言うのであれば、人数の制限をせざるを得ない。私たちは今ここで量的な充実をと言っているのだけれども、人数の制限をすることで40.1%を保っていくか。多くの人数を入れる、量的な充実を図るところで言えば、どこかをやっぱり考えていかなければいけないのかなというふうに思います。

今、岩野委員からも話があったし、賛成の意見の委員もいらっしたんですけども、やっぱりどこを充実させるかというところで、その分を相応に負担していくというところが大事なのかなというふうに思いました。

もっと言うならば6,000万、例えばこのために市民税1%上げますといたら解消できるわけですよね。やっぱり相応の負担をしていかないと、今のパイの中でいかに考え

ていくかということはすごく大事だと思うんです。だから、50%というのは相応の理由があれば仕方がないというか、10年前から検討されていたことが、今ここで再度出てきたということなので、考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。何しろ小金井市全体の収入から考えてどうなんだろうかというところなんですけれども、どうなんでしょうね、よくわからないところがあるんですけども。私たちは今ここでこのことだけを考えてやっているじゃないですか。でも、他の福祉とか、小学校とか、何かほかのところでもやっぱり同じように考えているところがあるので、確実にしっかりとしたものを私たちの答申が具現化できるものにするにはどうすればいいのかなというのを、すごく皆さんの意見を聞きながら感じていました。

以上です。

○沢村委員　私も今の点で、10年前の答申を拝見していると、6ページに待機児童のことが当時から問題になっていたということがあって、単に値上げをして待機児が変わらないのであれば、保護者としては全く、負担だけが増えて生活がむしろつらくなる、先ほど住みやすいまちという、保育しやすいまちというようなご発言がありましたけれども、保護者の実感としては、むしろ保育園に入りにくいまちなんです、小金井は。そういうことが改善するのであれば、保護者としても多少の値上げはしょうがないかなという気持ちになると思いますので、岩野委員がご指摘のように、伝わり方というんですかね、値上げをすることでここが変わるんだということをはっきり示して、よりよい保育環境に使われていければというふうには思っています。

○小川委員　先ほど鳴海委員もおっしゃっていたように、どこが具体的にということが、沢村委員もおっしゃったように、出てくればいいのかという。私たちはここで、質的なものと量的なものを充実させていきたいと思いますということを当局に答申というか、お願いをしているわけなので、それをどういう形で当局が反映していくのかというところを示していただければいいのかというふうにすごく思っている。いかがでしょうか。

○新保職務代理　私、事前に資料を拝見したときに、児福審の答申の中に、8ページの4の共生社会における子育て支援の負担のあり方という部分があります。その中で、一番最後のほうに、今後、子育て支援策を拡充するための費用の増加分についてはというところが、私は一番気になったところなんですけれども、10年間据え置きの部分で、10年たっているいろいろな環境の変化もございますので、保育料だけではなくて、ほかの部分での充実していかなくちゃいけない部分の課題について、10年間どのような変化があったのかなというところ

ろが気になるところです。例えばここにも書いてあるように、利用者の家計の収入や子どもの数に応じて適切なものであるように最大限配慮してというのは、どのような配慮がなされたのか。何かちょっと、私は保育料のことについて深く理解しているわけではないので、そこらあたりの具体的な数も教えていただけたらいいかなと思います。

以上です。

○松田会長 一旦ここで、事務局に今までのまとまりの中でお答えがいただけるものだけピックアップしていただければ。

○保育課主査 利用者負担の担当をしています。今たくさんいただきました、上げる理由ですとか割合を増やす理由についてのご質問が多かったわけですが、一番最初に、急に収入が減ってしまった方への対応がどのようになっているかというご質問がありましたので、その部分からまずお答えさせていただきます。

皆さん、イメージつきやすくということなので、実務担当者として本日資料をお出ししている中で、とても悩んだところですが、今回、皆さんにお示した、先ほどから、分母がどうかというご質問をいただいています。市役所としてお示しできるのは26年度の決算額となります。それで、27年4月に子ども・子育て支援新制度に変わったので、現行のもので制度を説明させていただきます。

まず、今年の保育料についてですけれども、4月から8月までにつきましては、平成26年度の住民税、いつの時期かといいますと、25年1月から12月をもとに算定をした住民税に対する課税内容で算定をしております。8月の次、9月から今年の3月までの分につきましては、平成27年度の住民税、時期でいいますと、おとしの26年1月から12月までの所得に対する税額によって算定をしております。なので、委員おっしゃるとおり1年ずれて保育料が算定されますので、そのあたり、ずれてくるところではあります。従前から減免という制度がございまして、これも次回以降の審議会の中でお示しできればと考えておりますが、急な減収があった方ですとか、災害に遭われた方、医療費がたくさんかかった方、さまざまな事由に応じて、金額ではなく割合で、何割減免というような制度がございまして、

それから、もう一つ、先ほど6,000万円を分母幾つで割るかというご質問があったところですが、27年4月1日現在の認可定員を申し上げてしまいましたが、26年4月1日の認可定員のほうがイメージがつきやすいかと思っておりますので、また次回以降、お答えさせていただければと思います。

私からは以上です。

○松田会長 ほかにありますか。

○保育課長 今回、見直しに当たって、岩野委員からも、こういうことをするので見直しというのであれば、明らかになれば賛成といいますか、納得できるというようなお話をいただきました。具体的にこの場で、準備をしていない中、なかなかお答えしにくい部分もございます。次回以降、資料として市の考え方等、あと、過去からの経過につきましては新保委員からもございましたので、そういうのも含めて資料調整させていただければと思います。

○松田会長 ここまでのところ、ご意見としていろんな観点からもいただいているところですが、大きくくっついてしまいますと、3つぐらいのご観点からのご意見が来ているかなと思います。

1つは、まず、現行の保育料の制度、例えば前年度の市民税の税額で算定されているかとか、あるいは区分が国よりは細かいだとか、他市と比べてこういう状況になっている等々の、減免制度があるないとか、現在の保育料の算定制度というものに対して確認をしたり、より問題を改善できるというようなあり方がないのかどうかというようなご視点からいただいている意見が、まず一つあります。

もう一つは、今回の諮問が、負担のあり方を考えるということですので、その必然性といいますか、背景のようなものをもう少し全体的な枠組みの中から理解したい、あるいは説明をしてほしいという、例えば保育の差額に対する市税の投入というものが、全体の市税の枠組みに対して割合が減っているとか増えているとか、そういうような数字というのは、ある種、こういうものを考えるときの必然性だとか、あるいは理解といいますか、理解することだけが、この会議で求めていることでは決してないんですけども、そういうことにつながっていると。その必然性という問題ですね。

3つ目には、負担が増えるということに対して、質の問題として、保育の量の拡充とか、質の高さみたいなものが伴うという形になっているのかどうか、これまでの経緯も含めて。さらに小金井市が子育てに優しいまちというような、現在の市の特色というものを守りながら、さらに進めていくといったときには、このあり方を考えるということが、このことだけで行われるのではなくて、その部分をさらに進めていくというような形で、どちらかといいますと、前2つが引き受ける形でのコンセンサス形成なのに対して、3つ目は、前に出ていく形でのコンセンサスの形成というような感じかなと思って

伺ってみました。大きくくくってしまいますと、大体3つぐらいのご視点からいただいているのかなと思います。

それと同時に、そういうことにかかわっての根拠資料といえますか、ちょっと理解を深めていくための資料を追加いただければというような、そういうご指摘があるのかなと思っています。

ほかはいかがでしょうか。お願いします。

○佐々木委員 去年の会議を思い出していたんです。先ほど、森田委員、高橋委員が、森田委員は、やはりこの数字だけであらわし切れない、いろんな苦境にある人たちの救いはどこにあるのかというお話ですね。高橋委員のほうからは、ほんとうのユーザー、ニーズの持ち主、その方たちの声はどういったものかと、こういうことを行政はよく聞いてほしいというようなお話だったと思うんです。

新保職務代理が去年もおっしゃっていたように、やはり病児の一時預かりとか、それから、介護をしなければならぬご家庭の援助とか、そういったものはやはり大きなテーマですよというお話をこの場でもしたと思うんですけれども、やはりそれは行政の小金井市として、いつもそれは忘れないでいてほしいし、ある場合、先ほど森田委員がおっしゃったような、金額の問題だけじゃなくて、負担も多かったけれども、こういう面で非常に血が通ってきたというような部分があるというのが望ましいと思っているんです。そちらの研究をやはり市のほうとして追及いただきたいと思っております。

○松田会長 ほか、いかがでしょうか。

○原島委員 基本的な質問なんですけれども、別紙1に書かれています、文案の下に「記」で1、2、3、4と併記されています。この1、2、3に関しては、2号、3号に係る利用者負担額を50%に近づけていこうということが書かれていまして、4番に関してはちょっと違ったテンションで、認可外と、いわゆる認可保育園との格差の是正を早急に目指しましょうということですが、我々が答申を出すに当たって、これはワンセットで4つなんだよというような考え方じゃないですよということを確認だけさせてください。

例えば50%についてはいろいろなご意見、いろいろな声が出てくる可能性はあるかなというふうに何となく思うんですけれども、この4番の是正については早急に取り組むべきだというようなことを答申してもいいですよ。その確認です。ワンセットじゃないですよという確認です。

○保育課長　　今回、「記」の下に4つ項目を掲げているところです。それぞれについて、委員さん、考え方がおありだと思いますので、ご意見があるものというふうに考えておりますので、ワンセットでまとめてご理解いただくということではございません。

○原島委員　　ありがとうございました。

○松田会長　　諮問を受けているということですので、そのあたりは会議の意見としてかなり個別に意見をするんじゃないかと思います。一方で、諮問を受けているのは別紙1に書いてございます基本方針に対して、貴審議会の見解を示していただきたいということなので、決して基本的な考え方を作成するという諮問ではないんですね。ですから、そのあたりの位置づけ方というものを持ち合わせていると思いますけれども、大いに議論をしていく必要があると思います。

○小川委員　　先ほど私が言わせていただいた、例えば1号認定が全額と言っているんだけれども、これを全額ではなくてというようなこともあり得るわけですか。2号、3号、980、671、1,656人のところも、1号から40.1%にするには、1号認定の方のところからというようなことも数字の上では考えられるんだけれども、そういうことはありなんですか。

○松田会長　　この会議の意見として答申を出すということはもちろんあっていいんじゃないかと思えます。この会議の意見としてまとめればということです。

○森田委員　　先ほど佐々木委員が、私、うまくお伝えできなかったことをきちんとまとめてくださってうれしく思ったんですが、この数字で、これは、元気で、病気もなく、問題もなくということが前提なんですよね。そんなことってあるわけがなくて、どうしてもそのことを思うと、子育て世帯の中だけでそれを負担したり、引いたり足したりとしなくたっていいと思うんですよね。子育て世帯じゃないところが、子どもは未来なんですから、やっぱり未来への投資をしようよというところで、そこを何とか支えていきたいし、いってほしいなということを思います。障がいを持っているお子さんやその家庭だって、すごく負担が大きいわけですよね。保育料以外のところでの負担だって。そうであれば、うちは子どもはいないんですが、それはほんとうに支えたいなと思います。

以上です。

○松田会長　　今日は、ここで議論を始めますので、できるだけいろんな観点を出していただいたり、あるいはご意見をいただくことで、次回以降の資料の準備もありますし、話し合いも活発に進んでいくんじゃないかと思えますので、ほんとうにお感じになられていることがございましたら、いろいろ。

○小幡委員　　今、森田委員のおっしゃったこと、小川委員もそうですけれども、この中にはほんとうに、保育料の中だけで何とかやりくりするということが出てきていないんですが、例えばこの会議の中で、そういったほかのところからという意見が出た場合に、もちろんそれをお届けするということではできるといってよろしいでしょうか。

○松田会長　　もちろん。と同時に、いろんな意見が出る場所があって、ほかのところって、実際、ほかってどこという。それも想定がないのに、ほかのところからお願いしたいというような、それは言い切りの意見になってしまいますから、むしろ力がない意見になりますよね。ですから、市役所の方々と一緒にやっているというのは、そのあたりのところの審議をしっかりとできるという、そういうメリットがあると思いますので、できるだけそういう数字もしっかりと見せていただきながら、やっぱり責任のあるお話し合いをしていくということは、もちろん、そこではあるとは思いますが。

○小幡委員　　意見としてというぐらいのところには多分なってしまうんだとは思いますが、わかりました。ありがとうございます。

○水津委員　　保育料負担と考えたときに、割合を上げて保育料を上げることで保育の拡充もというふうになったときに、ただ、小金井市の中で認可保育園が大幅にそのことによって増えるとか、そういうことは基本的にあまり考えにくいですね。となったときに、やっぱり私の中で、セットの考え方ではもちろんないけれども、認可外保育園や小規模保育園に通っているお子さんのご家庭の金銭的負担のほうがずっと高いので、そのところの補助と、平均して保育全体と考えたときの負担割というふうなのが一番その中ですごくしっくりきていて、入っている人は正直言って高額所得者の方が多いですよ、小金井の公立保育園というところは、長い時間、働いている方が多いので、ほんとうにちょっと仕事をして家計のためだと思う人が、乳幼児を抱えて仕事をしようと思ったときに、やっぱり6万円の保育料をどんな収入の方でも払わなければ、認可外とかそういうところに預けて仕事ができないという状況のほうがすごく問題があるんじゃないかなと常々思っているんで、その改善みたいなものを絶対に一緒に考えていく必要性は全くはないと思っているんです。

だから、認可保育園の保育料が他市より安いから上げるんだみたいなところが来るから、何となくもやっとして、ん？ と思ったりとかしちゃうので、どなたかおっしゃっていたけれども、小金井は決して保育状況はいいわけではないですよ、預けるところ、少ないですし、待機児童もすごく多い中で、そこをどういうふうにかえるかという

のが、もうちょっと、せつかく民間の皆さんが集まったところでお出す意見として、そこはすごく酌み取って読み取れるようなものになったら、地域の皆さんに理解していただけるんじゃないかなというふうに思います。

○岩野委員 水津委員のおっしゃるところは、すごく考えなきゃならないところで、子ども・子育て支援新制度が始まって認定されることで、短時間認定の方が生じていますよね。私、ちょっと不勉強で、短時間認定の割合は調べていて、もしそういうのがわかれば今後の議論の中でも参考の資料になるかと思うので、その数値、もしいただけるようでしたらお願いしたいと思います。

○保育課長 現時点で手元に資料がございませんので、次回の資料として提出させていただきます。

○沢村委員 1点確認ですけれども、いわゆる認可保育園の保育料体系と今年度から始まった小規模保育、地域型保育事業の保育料の体系が同じかということを確認したいんですけれども。今回の諮問にかかわっているものが、いわゆる小規模な、ゼロ歳、1歳、2歳でよく利用されている小規模保育の保育料も同じなのかということを確認したいです。

○保育課長 特定地域型保育事業は全く同じです。

○松田会長 ほかはいかがでしょうか。

かなりいろんなご意見も出ているところですので、前段として知りたい情報ということを含めまして、ご観点をかなり出していただけたかなと思っております。

これをまとめていくにおいて、確かにかなりさまざまなことを考えながら、会議としてどういう意見を付してまとめていくのかというのは、段階を経て焦点を絞りつつ進めていく必要があるかなと思っておりますが、当座のところは、今日さまざまな資料の要望というのが出ましたので、そのあたりをまずは出していただきながら、その資料に基づいてご説明を聞きながら進めていくというような形で進行させていただくということで、まずはよろしいでしょうか。

今日、時間が随分早く。

○馬場委員 追加で資料をお願いしてもよろしいですか。

○松田会長 結構です。

○馬場委員 近隣市の、こちらの表だけでいいんですけれども、認証保育園の方に、多分小金井も9,000円出しているんですか。他市でもどのくらいの金額を出しているのか、一応調べて教えていただければ。

○保育課長 近隣市の認可外保育園に出している保護者の方への補助ですね。次回、資料として。

○馬場委員 お願いします。

○小川委員 そのときに、割合、例えば同じ9,000円で、A市では市全体の収入がこれだけあつての9,000円なのか、その割合がかなり違っているかと思うんです。その辺もわかるものなんですか。かなり細かくなってしまうかもしれないけれども。パイの大きさが違って、同じ9,000円という価値が、かなり違ってくるだろうなというふうに思うんですね。

○保育課長 近隣市、お隣の市、隣接している市を今回お示ししているわけで、財政規模が違ったりする、そういう部分もございます。出せるかどうかちょっと内部で検討させていただきたいと思います。

○松田会長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

そうしましたら、会議自体は9時を延長して行っている回も何回もございますので、今回はちょっとその分を差し引かせていただく回ということで、25分ほど早く終わらせていただきたいと思います。次回以降、資料を集めまして、しっかりとこういうものをさらに深めていきたいと思っておりますので、今後ともお願いいたします。

それでは、次回は2月15日月曜日の19時からという形で、以前調整させていただいております。もう一度繰り返しますが、2月15日の月曜日の19時からでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日は以上で会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会